

千葉県がん診療連携協力病院指定要綱新旧対照表

新	旧	備 考
<p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 指定要件</p> <p>1 学会の認定施設等</p> <p>診療機能の評価として、我が国に多いがん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がんをいう。以下、「5大がん」という。）及び子宮がんに係る以下の（1）から（5）の条件を1つでも満たし、がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。</p> <p>なお、学会の認定施設等の基準を満たさなくなった場合は、速やかに報告すること。</p> <p>（1）肺がんについては、日本呼吸器学会専門医制度規則の認定施設及び呼吸器外科専門医合同委員会呼吸器外科専門医制度規則の基幹施設であり、かつ放射線治療を実施すること。</p> <p>（2）胃がん及び大腸がんについては、日本消化器外科学会専門医制度規則指定修練施設認定施行細則の認定施設であること。</p> <p>（3）肝がんについては、日本肝臓学会肝臓専門医制度規則の認定施設 <u>又は</u> 日本肝胆膵外科学会高度技能医制度規則の修練施設（B）であること。</p> <p>（4）乳がんについては、日本乳癌学会認定医・専門医制度規則施設認定施行細則の認定施設であり、かつ放射線治療を実施すること。</p> <p>（5）子宮がんについては、日本婦人科腫瘍学会専門医制度規則指定修練施設認定施行細則の指定修練認定施設であり、かつ放射線治療を実施すること。</p>	<p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 指定要件</p> <p>1 学会の認定施設等</p> <p>診療機能の評価として、我が国に多いがん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がんをいう。以下、「5大がん」という。）及び子宮がんに係る以下の（1）から（5）の条件を1つでも満たし、がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。</p> <p>なお、学会の認定施設等の基準を満たさなくなった場合は、速やかに報告すること。</p> <p>（1）肺がんについては、日本呼吸器学会専門医制度規則の認定施設及び呼吸器外科専門医合同委員会呼吸器外科専門医制度規則の基幹施設であり、かつ放射線治療を実施すること。</p> <p>（2）胃がん及び大腸がんについては、日本消化器外科学会専門医制度規則指定修練施設認定施行細則の認定施設であること。</p> <p>（3）肝がんについては、日本肝臓学会肝臓専門医制度規則の認定施設 <u>及び</u> 日本肝胆膵外科学会高度技能医制度規則の修練施設（B）であること。</p> <p>（4）乳がんについては、日本乳癌学会認定医・専門医制度規則施設認定施行細則の認定施設であり、かつ放射線治療を実施すること。</p> <p>（5）子宮がんについては、日本婦人科腫瘍学会専門医制度規則指定修練施設認定施行細則の指定修練認定施設であり、かつ放射線治療を実施すること。</p>	<p>「日本肝臓学会肝臓専門医制度規則の認定施設」又は「日本肝胆膵外科学会高度技能医制度規則の修練施設（B）」のいずれか一方の施設認定を受けていれば可とする。</p>

第5 (略)

附 則

- 1 この要綱は、平成23年7月20日より施行する。
- 2 この要綱の施行後、一定期間（2年程度）を経て、必要がある場合は、要綱改正を行う。

附 則

この要綱は、平成27年1月5日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年11月30日より施行する。
- 2 この要綱の施行日の時点で、改正前の要綱に基づき協力病院の指定を受けている医療機関については、平成29年3月末日までの間に限り、協力病院として指定を受けているものとみなす。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

第5 (略)

附 則

- 1 この要綱は、平成23年7月20日より施行する。
- 2 この要綱の施行後、一定期間（2年程度）を経て、必要がある場合は、要綱改正を行う。

附 則

この要綱は、平成27年1月5日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年11月30日より施行する。
- 2 この要綱の施行日の時点で、改正前の要綱に基づき協力病院の指定を受けている医療機関については、平成29年3月末日までの間に限り、協力病院として指定を受けているものとみなす。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日より施行する。